

- 外来感染対策向上加算について、要件の見直しを行うとともに、当該加算の届出を行う保険医療機関において、適切な感染防止対策を講じた上で発熱患者等の診療を行った場合の加算を新設する。
- 外来感染対策向上加算の施設基準における新興感染症発生時の対応に係る要件について、第8次医療計画における協定締結の類型に合わせて内容を見直す。

発熱患者等対応加算(診療所) new	
点数	<p>発熱患者等対応加算 月1回限り 20点 ※外来感染対策向上加算は6点 (変更なし)</p>
施設 基準 (通 知) ※変 更部 分	<p>(13) 外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表し、受入れを行うために必要な感染防止対策として発熱患者の動線を分ける等の対応を行う体制を有していること。</p>
	<p>(14) 感染症法の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第二種協定指定医療機関に基づく医療機関又は医療措置協定に基づく措置を講ずる医療機関であること。 ※ 従前の通知にあった「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制を有し、そのことを自治体のホームページにより公開していること」は削除</p>
	<p>(18) 感染症から回復した患者の罹患後症状が持続している場合に、当該患者の診療について必要に応じて精密検査が可能な体制又は専門医への紹介が可能な連携体制があることが望ましいこと。</p>
<p>※ 再診料、医学管理料等のうち外来感染対策向上加算の対象となるもの及び精神科訪問看護・指導料における外来感染対策向上加算についても同様。 ※ 在宅患者診療・指導料についてもほぼ同様</p>	

